

愛知県青少年保護育成条例（抜粋）

（有害がん具類の販売等の禁止）

第10条第1項

知事は、がん具、器具その他の物品（以下「がん具類」という。）の構造若しくは機能が人体に危害を及ぼすおそれがあるため、（中略）これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。

第10条第3項

がん具類の取扱いを業とする者（以下「がん具類取扱業者」という。）は、前2項の規定により指定されたがん具類（以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、又は貸与してはならない。

第10条第4項

何人も、青少年に有害がん具類を所持させないようにしなければならない。

（罰則）

第29条第3項

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (2) 第10条第3項の規定に違反した者

（審議会への諮問）

第24条第1項

知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聞かなければならない。（以下略）

- (3) 第10条第1項の規定による指定（中略）をしようとするとき。

（告示）

第5条第2項（有害興行の指定）

前項の規定による指定は、愛知県公報で告示して行う。（以下略）

第10条第6項（有害がん具類の指定）

第5条第2項の規定は、第1項の規定による指定（中略）について準用する。